

# 大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程111

最近改正 令和 7. 3. 31 規程79

## 第 1 章 総則

### (趣旨等)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 56 条の規定に基づき、教職員（就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員のうち就業規則第 56 条第 2 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第 2 条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

## 第 2 章 給料の支給基準

### (給料)

第 3 条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

### (給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第 1)
- (2) 教育職給料表 (別表第 2)

### (職務の級の決定)

第 5 条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、大阪公立大学工業高等専門学校教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

### (初任給の決定)

第 6 条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

### (昇格等による給料決定)

第 7 条 教職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定める

ところにより決定する。

#### (昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

- 2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 3 休職となった教職員が復職したときその他他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

#### (給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないと認められるときは、別に定める調整額を支給する。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

#### (給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

- 2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第34条第8項及び第35条から第38条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。
  - (1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。
  - (2) 離職又は死亡の日に第41条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。
  - (3) 就業規則第30条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第52条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。
  - (4) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。
  - (5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。
  - (6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給す

る。

- 3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

#### （給料の日割計算）

第 11 条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（大阪公立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

### 第 3 章 諸手当の支給基準

#### （管理職手当）

第 12 条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

- 2 前項に規定する教員は、別表第 3 に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、同表の管理職手当の月額欄に定める額を支給する。
- 3 管理職手当を受ける職を 2 以上兼ねる場合には、区分が最も上位である職に対する管理職手当を支給するものとし、当該職以外の職に対する管理職手当は支給しない。

#### （管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第 13 条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され、又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し、又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

- 2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第 11 条の規定を準用し、日割計算する。

#### （扶養手当）

第 14 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある親族

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

#### (扶養の届出)

第15条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

#### (扶養手当支給の始期及び終期)

第16条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第14条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する

#### (地域手当)

第 17 条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 11.8（東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあっては、100 分の 16）（第 34 条に規定する休職者（ただし、第 8 項に規定するものを除く。）については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額）を乗じて得た額とする。

**（地域手当の始期及び終期）**

第 18 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され、又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

**（住居手当）**

第 19 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学工業高等専門学校教職員住居手当規程（以下「住居手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員

(2) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの

2 住居手当の月額は、28,000 円（前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額）を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

**（住居の届出）**

第 20 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき

(2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があったとき

(3) その他理事長が必要と認めたとき

**（住居手当支給の始期及び終期）**

第 21 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 19 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合（同額に改定する場合を含む。）について準用する。

#### （通勤手当）

第 22 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学工業高等専門学校教職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員
  - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が150,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が150,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
  - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、通勤手当規程で定める教職員については、この限りでない。
- 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

#### （単身赴任手当）

第 23 条 新たに教職員として採用されたこと、事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他大阪公立大学工業高等専門学校教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用、配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該採用、配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして

困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### （単身赴任手当の届出）

第24条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

#### （単身赴任手当支給の始期及び終期）

第25条 第21条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

#### （時間外勤務手当）

第26条 勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第8条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く） 100分の125
- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の150
- (3) 休日の勤務（第4号に掲げるものを除く） 100分の135
- (4) 休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の160

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当とし

て支給する。

- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 45 時間を超え 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超え 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30

- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 年間(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間(次項に掲げる時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30

- 5 所定の勤務時間外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 50

- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第 3 章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

#### (夜間勤務手当)

第 27 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した教職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

#### (管理職深夜勤務手当)

第 28 条 勤務時間等規程第 13 条の規定の適用を受ける教職員(以下「管理監督者」とい

う。)が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

**(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)**

第29条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「管理職手当の月額」} + \text{「これらに対する地域手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

**(時間外勤務手当等の計算)**

第30条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。

3 前項の規定により計算した時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

**(宿日直手当)**

第31条 勤務時間等規程第16条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務した教職員には、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

(1) 勤務時間5時間未満の場合 3,350円

(2) 勤務時間が午前9時から午後1時までの場合 3,350円

(3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額

2 前5条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第26条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

#### (時間外勤務手当等の特例)

第 32 条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 6 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

#### (クロスアポイントメント手当)

第 32 条の 2 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員（以下「クロスアポイントメント教職員」という。）には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

### 第 4 章 期末手当及び勤勉手当

#### (期末手当及び勤勉手当)

第 33 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する教職員には、大阪公立大学工業高等専門学校教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

### 第 5 章 休職者等の給与

#### (休職者の給与)

第 34 条 就業規則第 20 条第 1 項第 1 号の規定により休職となった者（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給し、満 1 年を超えてからは、給与を支給しない。

2 結核性疾患にかかり就業規則第 20 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。満 2 年を超えてからは、給与を支給しない。

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第 20 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。

4 就業規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給

料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。

- 5 就業規則第 20 条第 1 項第 3 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。
- 6 就業規則第 20 条第 1 項第 4 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。
- 7 就業規則第 20 条第 1 項第 5 号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が大阪公立大学工業高等専門学校において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
- 8 就業規則第 20 条第 1 項第 6 号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
- 9 就業規則第 20 条第 1 項第 7 号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （停職者の給与）

第 35 条 就業規則第 52 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職員には、その間、給与を支給しない。

#### （育児・介護休業者の給与）

第 36 条 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

#### （育児短日数勤務の期間中の給与）

第 37 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、大阪公立大学工業高等専門学校育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

#### （自己啓発等休業者の給与）

第 38 条 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

#### （業務傷病休業等の間の給与）

第 39 条 就業規則第 46 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

（休職前後の給与支給の変更）

第 40 条 教職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 前項の場合において、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程及び期末手当規程において定める。

3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

## 第 6 章 給与の減額

（給料の減額）

第 41 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 18 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 25 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第 61 条第 2 項及び第 62 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 29 条に規定する病気休暇
- (4) 勤務時間等規程第 31 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第 18 条の 2 に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 29 条に定める病気休暇の期間及び就業規則第 61 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁

止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第43条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の欠勤は1日とみなす。）の期間が引き続き90日を超える場合

(2) 就業規則第62条第2項による病気休暇の期間が引き続き1年を超える場合

4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第1号にあってはその後に引き続く欠勤の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。

(1) 休暇間の期間に勤務した日（1日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合 当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。

(2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合 当該休暇間の期間が90日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は180日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。

#### （勤務1日又は1時間当たりの給料額）

第42条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の月額（調整額を含む）をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。 「給料（調整額を含む）の月額」 / 「週勤務時間」 × 52 / 12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」 = 「週所定勤務時間」 - 「週所定勤務時間」 × 「年間祝日等日数」 ÷ 365

4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

#### （給料の減額の方法）

第43条 第41条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

#### （管理職手当の減額）

第44条 教員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤

務しない1日当たりの管理職手当を、その者に支給すべき管理職手当から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第18条に規定する年次有給休暇
  - (2) 勤務時間等規程第25条第1項に規定する特別休暇
  - (3) 勤務時間等規程第31条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- 2 勤務成績が著しく不良である教員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。
  - 3 第1項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第42条第1項の規定を準用して計算する。

#### (地域手当の減額)

第45条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第41条及び第42条の規定を準用し、減額する。

- 2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第44条の規定を準用し、減額するものとする。

#### (扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第46条 第41条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

### 第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

#### (計算期間)

第47条 給与は、本規程、通勤手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

#### (支払日)

第48条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

- 2 前項に定める給与の支給日は、毎月17日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。
  - (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日
  - (2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日
  - (3) 土曜日 その前日

#### (退職者等への給与支払)

第 49 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

#### （非常時の給与支払）

第 50 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 47 条及び第 48 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

#### （給与の支払方法）

第 51 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、大阪公立大学工業高等専門学校クロスアポイントメント制度に関する規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

## 第 8 章 再雇用職員の給与

### （再雇用職員の給与）

第 52 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

- 2 再雇用職員の給与は、給料、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### （定義）

第 53 条 再雇用職員とは、大阪公立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。
- (2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務

時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 54 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額

(2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{1 \text{ 週当たりの所定勤務時間}}{38.75}$$

(昇格)

第 55 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 56 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 57 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

(1) 所定勤務日数が週 4 日以上のある者又は通勤手当規程に定める地域からの通勤のため新幹線鉄道等を利用する者 第 22 条の規定を準用する。

(2) 所定勤務日数が週 4 日に満たない者（前号に掲げる者を除く。） 通勤手当の額は、次に定めるところによる。ただし、1 月当たりの額が 150,000 円を超えることとなる場合については、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

ア 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務（現に通勤したものに限る。）の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満のものには支給しないものとする。

イ 自転車等を利用する場合 通勤手当規程第 14 条の 5 第 2 号の規定を準用する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものには支給しないものとする。

(3) 特別の事情により、前 2 号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

(時間外勤務手当)

第 58 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、

次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第 26 条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 大阪公立大学工業高等専門学校パートタイム有期雇用教職員給与規程第 26 条の規定を準用する。

## 第 9 章 雑則

### (給与を受ける権利の処分禁止)

第 59 条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

### (給与の支給額の端数計算)

第 60 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (追給の限度)

第 61 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

### (戻入の限度)

第 62 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

### (この規程により難しい場合の措置)

第 63 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### (定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
  - (2) 旧就業規則 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則をいう。
  - (3) 承継教職員 この規程の施行の日の前日に旧府大法人に在職し、合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。

(4) 高専区分教職員 この規程が適用される教職員で、高専事業場で勤務する者（再雇用規程の適用を受ける者及び前号の教職員を除く。）をいう。

(5) 旧給与規程 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程をいう。

#### (合併に伴う特例措置)

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における承継教職員及び高専区分教職員の給与については、第52条第1項、第53条から第56条まで並びに第59条から第62条までの規定を除き、旧給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

#### (給料表その他の切替えにかかる措置)

- 4 前項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては大阪府立大学工業高等専門学校教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

#### (60歳を超える職員の給料に関する特例)

- 5 当分の間、一般職給料表(1)の適用を受ける者（再雇用規程の適用を受ける者を除く。以下「職員」という。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額（この規程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあっては、当該給料月額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 6 就業規則第15条第2項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が就業規則第15条第2項本文の規定により他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員が受けていた特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額（大阪公立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定（給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」

とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 附則第5項の規定の適用を受ける職員(附則第6項に規定する職員を除く。)であって、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされた職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と特定日給料月額との差額を給料として支給する。

9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、就業規則第15条第2項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

#### (60歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)

10 附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「定める調整額」とあるのは「定める調整額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第10項の規定により読み替えられた前項」とする。

附 則 (令和2.2.12 規程10)

#### (施行期日)

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程(以下「第1条改正後の規程」という。)第17条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

#### (給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

#### (清算日)

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則 (令和2.3.31 規程70)

#### (施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**(追給の限度に関する経過措置)**

- 2 この規程による改正後の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程第 61 条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

**附 則 (令和 4. 3. 31 規程 421)**

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 4. 9. 30 規程 633)**

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 5. 2. 28 規程 19)**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**(給与の内払)**

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて令和 4 年 4 月 1 日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**(清算日)**

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 5 年 3 月 17 日とする。

**附 則 (令和 5. 3. 31 規程 137)**

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 5. 12. 20 規程 228)**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**(給与の内払)**

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて令和 5 年 4 月 1 日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**(清算日)**

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 6 年 1 月 17 日とする

**附 則（令和 6. 7. 22 規程 194）**

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 7. 1. 24 規程 6）**

**（施行期日）**

- 1 この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**（給与の内払）**

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて令和 6 年 4 月 1 日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**（清算日）**

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 7 年 2 月 17 日とする

**附 則（令和 7. 3. 31 規程 79）**

**（施行期日）**

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

**（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）**

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 14 条の適用については、同条第 2 項中「(5) 心身に著しい障害がある親族」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある親族／(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。
- 3 この規程による改正後の規程第 23 条の規定は、この規程の施行日以降に新たに教職員として採用された者に適用し、同日より前に教職員として採用された者については、なお従前の例による。

別表第 1 一般職給料表(1)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	188,400	259,400	283,600	356,600
2	189,500	260,500	284,900	358,400
3	190,600	261,600	286,200	360,200
4	191,700	262,700	287,500	362,000

5	192,800	263,700	288,700	363,800
6	193,900	264,900	290,100	365,700
7	195,000	266,000	291,500	367,500
8	196,100	267,100	292,900	369,300
9	197,200	268,200	294,300	371,100
10	198,500	269,400	295,800	373,000
11	199,800	270,600	297,300	374,900
12	201,100	271,700	298,700	376,800
13	202,400	272,800	300,100	378,600
14	203,800	274,000	301,700	380,800
15	205,200	275,200	303,300	383,000
16	206,500	276,300	304,900	385,200
17	207,800	277,400	306,500	387,400
18	209,700	278,600	308,100	389,600
19	211,600	279,800	309,700	391,700
20	213,500	280,900	311,300	393,800
21	215,400	282,000	312,900	395,900
22	217,900	283,400	314,900	397,600
23	220,300	284,800	316,800	399,300
24	222,700	286,100	318,700	401,000
25	225,100	287,400	320,600	402,600
26	226,900	288,800	322,700	404,100
27	228,600	290,200	324,800	405,600
28	230,300	291,500	326,800	407,100
29	232,000	292,800	328,800	408,600
30	232,400	294,200	330,500	409,800
31	232,800	295,600	332,200	411,000
32	233,100	297,000	333,900	412,100
33	233,400	298,400	335,600	413,200
34	234,100	299,800	337,200	414,400
35	234,700	301,200	338,800	415,500
36	235,300	302,600	340,400	416,600
37	235,900	304,000	341,900	417,700
38	237,400	305,500	343,900	418,400
39	238,900	307,000	345,900	419,100

40	240,300	308,400	347,900	419,800
41	241,700	309,800	349,800	420,500
42	243,000	311,200	351,800	421,100
43	244,300	312,600	353,700	421,700
44	245,500	314,000	355,600	422,200
45	246,700	315,300	357,500	422,700
46	247,900	316,600	359,400	423,000
47	249,000	317,900	361,300	423,200
48	250,100	319,200	363,100	423,400
49	251,200	320,500	364,900	423,600
50	252,200	322,100	366,400	423,800
51	253,200	323,700	367,900	424,000
52	254,200	325,300	369,300	424,200
53	255,100	326,900	370,700	424,400
54	256,100	328,500	371,800	424,600
55	257,100	330,000	372,900	424,800
56	258,000	331,500	373,900	425,000
57	258,900	333,000	374,900	425,200
58	259,900	333,800	376,000	425,400
59	260,800	334,600	377,000	425,600
60	261,700	335,400	378,000	425,800
61	262,600	336,200	379,000	426,000
62	263,500	337,000	379,600	426,200
63	264,400	337,800	380,200	426,400
64	265,300	338,600	380,800	426,600
65	266,200	339,400	381,300	426,800
66	267,100	340,200	381,900	427,000
67	268,000	341,000	382,500	427,200
68	268,900	341,700	383,100	427,400
69	269,700	342,400	383,600	427,600
70	270,900	343,000	384,200	427,800
71	272,000	343,600	384,800	428,000
72	273,100	344,200	385,400	428,200
73	274,200	344,800	385,900	428,400
74	275,200	345,400	386,500	

75	276,100	345,900	387,100	
76	277,000	346,400	387,700	
77	277,900	346,900	388,200	
78	278,900	347,400	388,600	
79	279,800	347,900	388,900	
80	280,700	348,400	389,200	
81	281,600	348,800	389,500	
82	282,600	349,200	389,900	
83	283,500	349,600	390,200	
84	284,400	350,000	390,500	
85	285,300	350,400	390,800	
86	286,300	350,800	391,200	
87	287,200	351,200	391,500	
88	288,100	351,600	391,800	
89	289,000	352,000	392,100	
90	290,000	352,400	392,300	
91	290,900	352,800	392,500	
92	291,800	353,200	392,700	
93	292,700	353,600	392,900	
94	293,600	354,000	393,100	
95	294,500	354,400	393,300	
96	295,300	354,800	393,500	
97	296,100	355,100	393,700	
98	296,900	355,400	393,900	
99	297,700	355,700	394,100	
100	298,500	356,000	394,300	
101	299,200	356,300	394,500	
102	300,000	356,600		
103	300,700	356,800		
104	301,400	357,000		
105	302,100	357,200		
106	302,500	357,400		
107	302,900	357,600		
108	303,200	357,800		
109	303,500	358,000		

110	303,900	358,200		
111	304,300	358,400		
112	304,600	358,600		
113	304,900	358,800		
114	305,300			
115	305,600			
116	305,900			
117	306,200			
118	306,600			
119	306,900			
120	307,200			
121	307,500			
122	307,800			
123	308,100			
124	308,400			
125	308,600			
126	308,900			
127	309,100			
128	309,300			
129	309,500			
130	309,700			
131	309,900			
132	310,100			
133	310,300			
134	310,500			
135	310,700			
136	310,900			
137	311,100			
138	311,300			
139	311,500			
140	311,700			
141	311,900			
142	312,100			
143	312,300			
144	312,500			

145	312,700			
再雇用	236,800	253,900	276,300	300,900

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 教育職給料表

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	231,900	268,100	322,600	391,200	513,600
2	234,600	269,700	325,000	394,200	515,300
3	237,200	271,300	327,300	397,200	517,000
4	239,800	272,900	329,600	400,200	518,700
5	242,400	274,500	331,900	403,100	520,300
6	245,100	276,200	334,700	405,400	522,100
7	247,700	277,800	337,500	407,700	523,800
8	250,300	279,400	340,200	410,000	525,500
9	252,900	281,000	342,900	412,200	527,200
10	255,100	282,700	345,000	414,400	529,100
11	257,300	284,400	347,100	416,600	531,000
12	259,500	286,100	349,100	418,800	532,900
13	261,700	287,700	351,100	420,900	534,800
14	263,200	290,200	353,200	423,200	536,400
15	264,600	292,600	355,300	425,500	538,000
16	266,000	295,000	357,400	427,800	539,600
17	267,400	297,400	359,400	430,000	541,100
18	268,700	300,300	362,300	432,100	542,100
19	270,000	303,100	365,200	434,100	543,100
20	271,300	305,900	368,000	436,100	544,100
21	272,600	308,700	370,800	438,100	545,100
22	273,900	310,000	372,800	440,500	545,900
23	275,200	311,300	374,800	442,900	546,700
24	276,500	312,600	376,800	445,200	547,500
25	277,800	313,800	378,800	447,500	548,300
26	279,100	316,700	381,800	449,900	549,100
27	280,400	319,600	384,800	452,200	549,900

28	281,700	322,400	387,800	454,500	550,700
29	283,000	325,200	390,700	456,800	551,500
30	284,200	327,200	393,000	459,100	551,900
31	285,400	329,200	395,300	461,400	552,300
32	286,500	331,100	397,500	463,700	552,700
33	287,600	333,000	399,700	466,000	553,000
34	289,100	335,200	402,000	468,200	553,400
35	290,500	337,400	404,300	470,300	553,800
36	291,900	339,500	406,600	472,400	554,100
37	293,300	341,600	408,900	474,500	554,400
38	294,700	344,100	411,000	476,200	554,700
39	296,100	346,500	413,100	477,900	554,900
40	297,500	348,900	415,200	479,600	555,100
41	298,900	351,300	417,300	481,300	555,300
42	299,900	353,800	419,300	482,700	555,500
43	300,900	356,200	421,300	484,100	555,700
44	301,900	358,600	423,300	485,500	555,900
45	302,900	361,000	425,300	486,800	556,100
46	303,900	363,000	426,900	488,800	556,300
47	304,900	365,000	428,500	490,700	556,500
48	305,900	367,000	430,000	492,600	556,700
49	306,800	368,900	431,500	494,500	556,900
50	307,800	370,800	433,100	496,400	557,100
51	308,800	372,600	434,600	498,300	557,300
52	309,800	374,400	436,100	500,200	557,500
53	310,700	376,200	437,600	502,100	557,700
54	311,700	378,000	439,200	503,700	
55	312,700	379,700	440,700	505,300	
56	313,700	381,400	442,200	506,900	
57	314,600	383,100	443,700	508,500	
58	315,600	384,800	445,200	509,500	
59	316,600	386,500	446,700	510,500	
60	317,600	388,200	448,200	511,400	
61	318,500	389,800	449,700	512,300	
62	319,500	391,500	451,000	513,200	

63	320,500	393,100	452,300	514,100	
64	321,500	394,700	453,500	515,000	
65	322,400	396,300	454,700	515,800	
66	323,600	398,100	455,600	516,600	
67	324,700	399,900	456,500	517,400	
68	325,800	401,700	457,400	518,200	
69	326,900	403,400	458,200	519,000	
70	328,000	405,100	459,100	519,700	
71	329,100	406,800	460,000	520,300	
72	330,200	408,500	460,900	520,900	
73	331,300	410,200	461,700	521,500	
74	332,300	411,800	462,600	522,200	
75	333,300	413,400	463,500	522,800	
76	334,300	415,000	464,400	523,400	
77	335,300	416,600	465,200	524,000	
78	336,200	418,200	465,800	524,500	
79	337,100	419,800	466,400	525,000	
80	338,000	421,400	466,900	525,500	
81	338,800	423,000	467,400	526,000	
82	339,700	424,500	468,000	526,400	
83	340,500	426,000	468,600	526,700	
84	341,300	427,400	469,100	527,000	
85	342,100	428,800	469,600	527,300	
86	343,000	430,100	470,200	527,600	
87	343,900	431,300	470,800	527,900	
88	344,800	432,500	471,300	528,200	
89	345,600	433,700	471,800	528,400	
90	346,300	434,900	472,300	528,600	
91	347,000	436,100	472,800	528,800	
92	347,700	437,200	473,200	529,000	
93	348,400	438,300	473,600	529,100	
94	349,000	439,300	473,800	529,300	
95	349,600	440,300	474,000	529,500	
96	350,200	441,300	474,200	529,700	
97	350,800	442,200	474,400	529,800	

98	351,200	442,900	474,600	530,000	
99	351,500	443,500	474,800	530,200	
100	351,800	444,100	475,000	530,400	
101	352,100	444,700	475,200	530,500	
102	352,500	445,600	475,400	530,700	
103	352,900	446,500	475,600	530,900	
104	353,300	447,300	475,800	531,100	
105	353,700	448,100	476,000	531,200	
106	354,200	449,000	476,200		
107	354,600	449,900	476,400		
108	355,000	450,800	476,600		
109	355,400	451,600	476,800		
110	355,900	452,400			
111	356,300	453,200			
112	356,700	453,900			
113	357,100	454,600			
114	357,600	454,800			
115	358,000	455,000			
116	358,400	455,200			
117	358,800	455,300			
118	359,200	455,500			
119	359,600	455,700			
120	359,900	455,900			
121	360,200	456,000			
122	360,600	456,200			
123	361,000	456,400			
124	361,300	456,600			
125	361,600	456,700			
126	362,000	456,900			
127	362,400	457,100			
128	362,700	457,300			
129	363,000	457,400			
130	363,400	457,600			
131	363,800	457,800			
132	364,100	458,000			

133	364,400	458,100			
134	364,700	458,300			
135	365,000	458,500			
136	365,300	458,700			
137	365,600	458,800			
138	365,900				
139	366,100				
140	366,300				
141	366,500				

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手である者をいう。）に適用する。

別表第3 管理職手当

教育職給料表

職	区分	管理職手当の月額
校長	1種	106,800円
教務主事	2種	60,200円
学生主事		
副校長		
校長補佐	3種	32,000円